

企業内文書の提出義務について

富 澤 敏 勝

(人文学部 総合政策科学科)

(目 次)

はじめに

1. 提出義務のある文書についての考え方
 - (1) 自己利用文書の特異性
 - (2) 新民事訴訟法の文書提出義務
2. 稟議書以外の企業内文書について
3. 稟議書の提出命令に関する判例
 - (1) 提出義務を肯定した事例
 - (2) 提出義務を否定した事例
 - (3) 判例のまとめ
4. 自己利用文書に関する学説
 - (1) 法律関係文書と自己利用文書
 - (2) 最高裁決定の自己利用文書の要件
5. 稟議書について
 - (1) 稟議書についての諸説
 - (2) 稟議書の実態
 - (3) 稟議書の開示基準について

おわりに

はじめに

大企業の不祥事が相次いで新聞紙上を賑わしている。昔から言い古されているように、人は白日の下では悪事はなし難く、不祥事に情報の隠蔽や虚偽報告はつき物である。ご多分に漏れず紙上を賑わしている事件においても適切な情報開示がなされていない。企業は、平時においては商法や証券取引法あるいは業法により情報の開示が求められ、戦時においては民事訴訟法

による情報開示が求められる。しかしそれら外部に公表すべき情報に関して隠蔽や虚偽表示があっては実効が伴わない。それを防ぐ有効な手だては、企業内文書の開示であろう。

たとえば金融庁による大手銀行の貸出先査定において、「正式書類」では十分な実態把握ができなかったため、稟議書等の内部資料により再点検が行われたとされ（2004年1月24日付「日本経済新聞」朝刊1面）、これは2004年6月の検査忌避の廉による金融庁の業務改善命令の発動と9月中にも行われるとされる告発の動きへとつながった（2004年9月11日付「日本経済新聞」朝刊1面）。

もとより民事訴訟に求められる文書開示義務と行政のそれとを同一視することはできない。しかし企業それも特に株式公開企業の場合、社会の公器として社会的責任が強く求められており、類似性が認められる側面もある。実際、行政における情報公開制度の「葉効」はつとに認められるところから、この「葉効」を民事訴訟法における文書提出命令にまで及ぼそうとする興味深い論考も報告されている^{*1}。

社内文書のなかでも稟議書に関しては社内の公式文書としての性格もあり、開示義務があるとする考え方が根強くあった^{*2}。しかし銀行の貸出稟議書の開示について、最高裁の1999年決定（以下「最高裁決定」という^{*3}）にて、原則不開示の流れが定着した。とはいえ企業それも公開企業においては、公器としての社会的責任が喧伝される今日、その社会的責任を担保するための情報開示のあり方を検討することの必要性が高まっている。稟議書の開示問題に関してはすでに幾多のすぐれた論考もあるが、改めて過去の判例・学説を吟味することによりこの問題を再検討してみたい。

1. 提出義務のある文書についての考え方

内部文書といっても様々である。本稿の主たる対象は稟議書である。企業が保持する顧客などの第三者やプライバシーに関わる情報は、本稿の対象外である。また企業自身の情報であっても営業秘密のように秘匿しうることが法的に確立している情報も本稿の対象外である。営業秘密は不正競争防止法等の法的な保護を与えられているし、訴訟の場においても民事訴訟法220条4号ハにより文書提出義務を免れうる。

本稿の対象は、企業内文書の中でも議論の多い民事訴訟法220条4号ニに定めるいわゆる自己利用文書^{*4}とされる文書である。社内の意思決定過程を円滑にするための議事録、報告書、稟議書などいわゆる経営文書は、外部への開示を予定していない自己利用文書とされる。これらの文書の中でも稟議書は、社内公式文書としての性格をも有するため複雑な問題を提起している。そこでまず日本の自己利用文書概念の特異性に関して概観し、ついで新旧民事訴訟法における自己利用文書の規定の変遷を辿り自己利用文書概念を検証する。

(1) 自己利用文書概念の特異性

日本の旧民事訴訟法312条1号ないし3号は、提出義務のある文書を限定列挙し、極めて限られた文書しか提出義務を認めなかった。このため証拠が偏在していることの多い現代型訴訟の場合には、実質的武器平等原則に反し、真実発見もないがしろにされることから、3号後段の利益文書および法律関係文書を拡張解釈することにより調整が図られてきた。自己利用文書概念は、この拡張解釈に歯止めをかける目的で使われてきた点にその特異性がある。

翻って米国の証拠開示制度（discovery）においては、原則としてすべての文書が開示の対象となり、トラック一杯分の文書が対象となることも珍しいことではない。訴訟に関連あり（relevant）さえすれば提出の対象となり、しかも間接的に関連する文書まで含むので、実質的にすべての文書が対象となる。たとえば自己利用文書というような文書そのものの性格によって開示義務を免れるということはない。このため文書提出義務の問題は、行き過ぎた開示に歯止めをかけるための弁護士秘匿特権（attorney-client privilege^{*5}）や弁護士の訴訟準備資料（work product^{*6}）に関する開示義務免除の問題として論ぜられる。

米国証拠開示制度に関しての筆者の体験として、ファクター会社に対する支払請求訴訟事件がある。債権を買受けたファクター会社が、当該債権について商品クレームが存在することを理由に、債権の売主への支払を拒絶した事件である。このニューヨーク州裁判所に係属した訴訟は、ファクター会社のファイルに残っていた一枚のメモ、正に「専ら文書の所持者の利用に供するための」自己利用文書が勝訴の決め手になった。「ジャップを騙してやれ」という走り書きが被告ファクター会社による詐欺的商法の証拠になったのである。今から20年以上も前のことであるが、日本の上品な証拠開示制度からはおよそ想像がつかないことであった。

アメリカ法の母法であるイギリス法も当然のことながら、文書開示義務は広範に認められている。訴訟と関連のある文書、すなわち開示を求める当事者の主張を裏付けまたは相手方の主張を損なうことを直接もしくは間接に可能にする情報を含む文書について、開示義務があるとされる（*Companie Financiere v Peruvian Guano Co.* (1882) 11 QBD 55）。アメリカ同様に文書開示義務の問題は、やはり秘匿特権の問題として論ぜられる。

大陸法に関してもドイツにおいては、民事訴訟法が、その官職、地位または職業から見て、秘守義務を課せられている場合（383条1項）、または技術もしくは営業に関する秘密に関しては開示する必要がない場合（384条）について、開示義務が免除されると規定しているのみで、自己利用文書に当たる概念は見られない。

(2) 新民事訴訟法の文書提出義務

新民事訴訟法の文書提出義務に関する220条においても、自己利用文書の規定が置かれたが、その趣旨は旧法の場合とは異なる。その経緯はこうである。改正作業過程において文書提出義

務を一般化し、証言拒絶事由と同様の拒絶事由がある場合のみ証言拒絶を認める案が多く、支持を得ていたが、反対意見にも配慮して、従来の列挙主義を採用した1号ないし3号に加え、4号として一般義務を規定することにより妥協が図られたという^{*7}。そして新法220条4号の一般義務に対する除外規定として4号二に自己利用文書の規定が置かれた。この点が、自己利用文書について多様な解釈を許す火種になった。

解釈に関する学説は後述するが、条文を素直に読めば、新法220条は、1号ないし3号において、提出を拒むことのできない文書を「典型的に」規定し、4号で類型化された文書以外のものについて、提出を一般義務化するとともに^{*8}、提出義務を免れることのできる例外を規定し、「個別的に」妥当性が判断できるように設計されていると解することができる^{*9}。

これを企業内文書について見れば、1号ないし3号の類型、特に3号後段利益文書または法律関係文書に該当するかどうか、また一般提出義務を免れる4号二の自己利用文書に該当するか否かの問題となる。

まず自己利用文書の判断順序の問題として、1号ないし3号と4号とは、補充的な関係にあるのか、選択的な関係にあるのかの問題がある。最高裁決定は、明示的に述べていないが、自己利用文書に当たると解される以上、「法律文書に該当しないことはいうまでもない」としてあっさり否定しているところから見て、選択的な関係にあるとの答えを出しているように思われる^{*10}。

自己利用文書であれば、法律文書に該当しないとすると、論点は自己利用文書すなわち「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」に該当するか否かに収斂する。以下、この点について、判例および学説を検討する。

2. 稟議書以外の企業内文書について

本稿の中心は稟議書であるが、稟議書との違いを明らかにする意味で稟議書以外の自己利用文書に関しても、どのように扱われたかについて、ここで概略触れておく。

自己使用文書に当たらないとして提出が肯定された文書として、証券会社に対する顧客の注文伝票、商品取引会社の外務員作成の業務日誌、賃金台帳、道路交通法に基づいて作成された運転日報等がある。すなわち①一定期間証券会社が顧客の計算において売買を行った際の注文伝票は、「その作成が法令によって義務づけられていて、被告人が専ら自己使用の目的で作成した文書に当たるとは到底解されない^{*11}」、②商品取引会社の外務員作成の業務日誌は、「全国商品取引連合会の受託業務指導基準により、外務員に本件文書を作成することが義務づけられている文書」であり、自己使用目的ではない^{*12}、③賃金台帳は、「法がその保存を義務づけ、その義務違反に対しては罰金が課せられていることからすると、賃金台帳は、労働者の権利関係に

関する証拠を保全し、労使紛争を予防するとともに行政上の監督に資するために作成されるものである」から、自己使用文書には当たらない^{*13}、④道路交通法に基づいて作成された運転日報は、「当該運転手に支給すべき歩合給算定の資料としている」から、自己使用文書に当たらない^{*14}等としており、法令や公的規則による文書が提出義務ありとされている。

自己利用文書に当たるとして提出義務が否定された文書として、損害保険会社作成の自動車損害賠償算定に関する文書、議事録、製品のクレーム報告書等がある。すなわち①損害保険会社作成の自動車損害賠償責任保険損害調査報告書、同支払報告書、自動車保険契約に基づく対人賠償積算明細書、同支払報告書、事故発生状況報告書、事故調査報告書等は、「保険金支払いのために専ら自己使用のために作成又は作成された内部資料」であり^{*15}、②社団法人の委員会懇談会議事録は、「業界内部の秘密に属し、外部に公表すべき正式のものではない」し^{*16}、③製品のクレーム報告書は、「所持者が専ら自己使用のために作成した内部的文書」である^{*17}とされ、専ら自己使用のために作成された文書として提出義務が否定された。なお文書の性格ではなく、証拠調べの必要性がないとして文書提出命令申立が却下された事例に、原子炉の工事計画の認可等に関する文書がある^{*18}。

上記のうち開示義務が否定された文書に関しては、民事訴訟法の改正によって文書提出義務が一般化され、また最高裁決定による解釈が示された今日では、結論は異なっよう。おそらく②の議事録のように開示することが企業の意思形成過程を阻害するなど看過しがたい不利益を与えるおそれのある文書は、引き続き開示義務は否定されるであろうが、①および③については事実関係を記載した情報であり、意思形成過程を阻害するとも思われないので、開示が認められる可能性が高いように思われる。

3. 稟議書の提出命令に関する判例

以下に稟議書の提出を命じた事例と否定した事例とに分類して、平成以降の判例を時系列的に掲げる。上級審が差し戻した決定に関しては、下級審が肯定なら否定に、下級審が否定なら肯定にというように、下級審と反対の結論として分類した。

また○は旧民事訴訟法下における決定例であり、◎は新民事訴訟法施行後の決定例であり、●は最高裁決定以後の決定例である。○◎●の後のアルファベット記号は、基本事件毎に付してあり、それに続く数字は1が地裁、2が高裁、3が最高裁を示す。たとえばA-1は、事件Aに関する地裁の決定である。

(1) 提出義務を肯定した事例

○A-1 「東京地決平成5・6・2 曾田多賀「新民事訴訟法における文書提出義務（新法二二〇

条）の解釈に関する一考察」司法研修所論集・創立五十周年記念特集号2巻60頁（東京高決平成6・7・20の原審）]

銀行から6億5千万円の融資を受けて有価証券投資を行い、多額の損失を被った被告らが、銀行に安全配慮義務違反があったとして損害賠償請求をした基本事件において、有価証券取引によって貸付金の利息を上回る利益を上げることができるとの前提で貸出が行われたということを証明するため、稟議書等の提出命令を申し立てた。稟議書は自己使用のための内部文書ではあるが、銀行の業務が極めて公共性の高いものであり、稟議書の作成目的は適正で健全な融資の実施を確保することにあることから、稟議書の提出命令申立てを認容した。

◎B-2 [東京高決平10・10・5判タ988号288頁、金法1530号39頁（原審東京地決10・6・30）]

産業界に衝撃を与えた稲葉決定として知られる^{*19}。保険会社との変額保険契約および銀行との金銭消費貸借契約に関する訴訟において、原決定は稟議書の提出を認めなかったが、稟議書は「いわば組織内の公式文書であり、まさに法律関係文書である^{*20}」として、3号後段の法律関係文書に該当することをもって、原決定を取り消し提出を命じた。

◎A-2② [東京高決平成10・11・24金商1058号3頁（最二小決平成11・11・12の原審）]

一審係属中に文書提出命令が認められ（東京地決平成5・6・2）、抗告審で否定された（東京高決平成6・7・20）事案であるが、新たに控訴審に係属した後に新民事訴訟法にもとづき申立がなされたものである。稟議書は、組織内公式文書であること、銀行業の公益性・重要性を反映する貸出業務の適正を担保する文書であること、銀行自身が証拠提出する場合があること、金融再生委員会等の検査の対象となること等から4号ハ（現二）の自己利用文書に当たらないことを理由にその提出義務を認めた。

◎C-2 [大阪高決平成11・2・26金商1065号3頁（最二小決平成11・11・26の原審）]

銀行から変額保険の勧誘をされ保険料の融資を受けた原告が、適合性原則遵守違反、説明義務違反などの違法行為があったとして損害賠償請求した基本事件において、一審で一部認容され、控訴審係属中に融資の経緯を明らかにするため稟議書の提出を求めたのに対し、220条3号後段の文書すなわち法律関係文書に該当し、またこれに該当しないとしても4号の文書に該当する（4号ハの自己利用文書としての除外事由に当たらない）として提出命令申立てが認容された。

◎D-1 [東京地決平成11・7・5金商1071号3頁]

変額保険の保険料の融資について、当該融資は動機の錯誤等により無効であるとして債務不存在確認訴訟を提起した原告が、生命保険会社と相被告の信用金庫に対し、稟議書の提出を求めた。稟議書は銀行内の公式文書であり、およそ外部の者に開示されることを予定しない文書とはいえないとして、認容された。

◎E-1 [札幌地決平成11・6・10金商1071号7頁]

融資契約の不成立等の立証のための信用金庫への稟議書提出命令申立てに対し、稟議書は銀行内の公式文書であり、およそ外部の者に開示されることを予定しない文書とはいえないとして、認容された。

◎F-2 [東京高決平成11・9・8 金商1076号3頁、金法1605号32頁（最決平成12・12・14の原審）]

信用金庫の理事に対する会員代表訴訟において、信用金庫の稟議書の提出命令申立てがなされ、原審で却下された。これに対する抗告事件。一般には提出義務を認めることはできないとしながらも、代表訴訟の場合、理事の責任を追及する立証方法として特別に提出義務を認める余地があるとして、原審決定を取り消し、差し戻した。

●G-1 [大阪地決平成12・3・28判時1726号137頁、金法1608号49頁（最決平成13・12・7の原原審）]

整理回収機構から保証債務の履行請求を受けた申立人が、債権譲渡人である破綻した金融機関による売却妨害および利貸し等の不法行為を立証するため稟議書の提出を求めた。稟議書は債権譲受人の作成したものではなく、稟議書の作成者である信用組合は破綻していることから、意思決定を阻害するおそれはなく、「特段の事情」があるとして、申立てが認容された。

●G-2 [大阪高決平成13・2・15（原審大阪地決平成12・3・28、最決平成13・12・7の原審）]

所持人に看過しがたい不利益は認められない「特段の事情」があるとして原審を支持し、提出義務を認めた。

●G-3 [最二小決平成13・12・7 金法1636号51頁（原原審大阪地決平成12・3・28、原審大阪高決平成13・2・15）]

文書の所持人は、整理回収機構であり、信用組合はすでに破綻しているので意思形成過程を保護する必要がないから「特段の事情」があるとして抗告を棄却し、提出義務を認めた。

(2) 提出義務を否定した事例

○A-2① [東京高決平成6・7・20曾田多賀「新民事訴訟法における文書提出義務（新法二二〇条）の解釈に関する一考察」司法研修所論集・創立五十周年記念特集号2巻63頁（原審東京地決平成5・6・2）]

原審は提出義務を肯定したが、稟議書は「専ら自己使用のために作成されたに過ぎない」として否定した。

○H-1 [東京地決平成9・6・20（東京高決平成9・8・22の原審）]

債務不存在確認訴訟において、違法な商法に対する資金であることを知りながら融資したことを立証するために、貸出稟議書の提出を求めたが、意思決定過程で作成される文書であるとして却下された。

○H-2 [東京高決平成9・8・22金法1506号68頁（原審東京地決平成9・6・20）]

債務不存在確認訴訟において、貸出稟議書の提出命令申立却下の原決定を維持し、私企業内部の文書であるとして提出義務を認めなかった。

◎B-1 [東京地決平成10・6・30金法1526頁（東京高決平10・10・5の原審）]

保険会社との変額保険契約および銀行との金銭消費貸借契約は、いずれも意思表示の要素に錯誤があつて無効であると主張する原告が、銀行の貸付の意思形成過程を明らかにすることを求め稟議書の提出を求めた。もっぱら意思形成過程を円滑に行うために作成される内部文書であるとして、申立ては却下された。

◎F-1 [東京地決平成10・12・11金法1076号7頁（東京高決平成11・9・8の原審、最決平成12・12・14の原原審）]

信用金庫の会員が、理事としての善管注意義務ないし忠実義務に違反するとして、損害賠償を求める会員代表訴訟において、その立証のために信用金庫に稟議書の提出を求めたが、「融資先のプライバシーに関わる事項も記載されていると推認される文書であり」、「意思決定の便宜のために作成した内部文書に過ぎない」から自己利用文書に当たるとして申立ては却下された。

◎I-1 [福岡地決平11・3・15金法1557号75頁（福岡高決平成11・6・23の原審）]

ユーロ円固定金利貸付と通貨スワップを組み合わせた金融商品につき、契約を締結した顧客が、当該契約は錯誤無効であることを立証するためとして稟議書の提出を求めたが、却下された。

◎J-2 [東京高決平成11・4・16判時1688号140頁]

保険会社との間に変額保険契約をなし、銀行からその保険料の融資を受けた原告が、保険会社に対し損害賠償請求、銀行に対し債務不存在確認を求めた事件において、融資の経緯を明らかにするため銀行に対し稟議書の提出を求めたが、稟議書は対外的な関係で作成されるものではなく、組織内部の利用目的のために作成される文書であるとして、申立ては却下された。

◎K-1 [東京地決平成11・4・19金商1066号12頁]

銀行借入に関する保証委託先のクレジット会社から求償金の請求を受けた被告の借主とその連帯保証人が融資の法律関係を根拠づける証拠として稟議書の提出を求めた。稟議書は「専ら文書の所持者（相手方）の利用に供するための文書」に該当するとして申立は却下された。

◎L-1 [東京地決平成11・6・10金商1069号3頁（東京高決平成11・7・14の原審）]

原告が変額保険契約にあたり、銀行から融資を受けたことに関する事実を証するために必要として稟議書の提出を求めた。東京地裁は、「自然人であれ、法人であれ、人は、沈黙の自由、あるいはその意思決定の過程の公開を強いられない自由を保障されるべきところ」、稟議書のような文書が公開されることは、「文書を作成する者の意思決定が萎縮させられ」として、申立てを却下した。

◎M-1 [東京地決平成11・6・21金法1554号86頁]

ゴルフ場会員権購入に関する提携ローンについて、借主が信義則上特段の事情ありとして貸金返還を拒絶する抗弁をなし、銀行が当該ゴルフ場が完成できないことを認識していたことを証するために、稟議書の提出を求めたが、稟議書は内部の管理を全うするために作成され、申立人の地位または権限を直接証明するものとして作成されたものではないとして、申立は却下された。

◎I-2 [福岡高決平成11・6・23金法1557号75頁（原審福岡地決平成11・3・15）]

ユーロ円固定金利貸付と通貨スワップを組み合わせた金融商品取引に関する訴訟において、稟議書は専ら所持人の利用に供する文書であるとして、文書提出命令申立てを認めなかった原決定を支持した。

◎L-2 [東京高決平成11・7・14金商1072号3頁（原審東京地決平成11・6・10）]

変額保険契約に関する訴訟において、提出命令申立が認められなかったための抗告審であるが、やはり自己利用文書に当たるとして、原決定を支持し抗告を棄却した。

◎N-1 [東京地決平成11・8・16金法1557号76頁]

債権譲渡を受けた共同債権機構が申立人に対し残債務の請求をなしたことについて、譲渡人の銀行との間に特別の合意があるとし、それを明らかにするために稟議書の提出を求めたのに対し、稟議書は意思形成過程で作成される自己使用文書に当たるとして申立てを却下した。

●A-3 [最二小決平成11・11・12判時1695号49頁、金法1567号23頁、金商1081号41頁（原審東京高決平成10・11・24）]

貸出稟議書の開示義務に関する最初の最高裁判例である。「特段の事情がない限り」、「開示されるとプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意思形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過し難い不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には」自己利用文書に当たるとして提出義務を否定、原決定を破棄自判した。

●C-3 [最二小決平成11・11・26金商1081号54頁（原審大阪高決平成11・2・26）]

変額保険の説明義務違反に関する訴訟において、自己利用文書に当たらないとする「特段の事情」が認められないとして、稟議書提出を認めた原決定を破棄し提出義務を否定した。

●F-3 [最一小決平成12・12・14判時1737号28頁、金法1605号32頁（原審東京高決平成11・9・8）]

信用金庫の理事に対する会員代表訴訟における稟議書提出命令に関する事案である。最決平成11・11・12を受けて、一般に提出義務はないとしながらも、「特段の事情」について検討し、「会員は、信用金庫が所持する文書の利用関係において信用金庫と同一視することができる立場に立つものではない」として、原決定を破棄した。ただし町田裁判官は、理事の貸出行為の適否が問題となる本件のような場合、稟議書は当然に会員代表訴訟に利用される文書であるという「特段の事情」があるとして、反対意見を述べている。

（3）判例のまとめ

稟議書は新民事訴訟法施行前においては、3号後段の法律関係文書に当たるかどうか問題とされても、ほとんどの決定が稟議書は自己使用文書であって、法律関係文書に当たらず、提出義務はないというものであった。新法施行後は、法律関係文書あるいは自己使用文書に当たらずとして提出義務を認めた決定と、その逆に認めない決定とが交錯した。そして最高裁決定（最二小決平成11・11・12）をもって、稟議書は原則として自己利用文書に当たるとの判断が下された^{*21}。

提出義務肯定論の主な理由は、①組織内の公式文書であること、②紛争発生の際に貸出の正当性・合理性を証する文書であること、③監督機関の検査における重要な文書であることなどである。そして最高裁決定により提出義務が原則的に否定された後に下された決定では、④所持人が開示しても不利益を被らない「特段の事情」がある場合、開示義務が認められている。しかしそれにしても「特段の事情」の要件は非常に狭い。この点については後述する（4（2）参照）。

自己利用文書であることを否定した理由は、①法令上の作成義務がないこと、②意思決定のための内部文書であること、③文書の開示・処分は作成者の自由意思に委ねられているから、紛争発生時に開示することがありえても、それは作成者が決めるべきことであり、提出義務があるとまではいえないこと、④内部管理のための文書であり、対外的な公式文書ではないこと、⑤監督機関による開示命令は、本人の意思にかかわらず義務として課されているもので自ら開示を想定しているものではないこと、⑥自由な意思形成が阻害され所持人が看過しがたい不利益を被ること、などを挙げる。

これらの理由のうち、①から⑤までを単純化すれば、外部に提出することを想定していない文書であり、敢えて提出義務を負わせる必要はないという形式的ないし消極的理由である。積極的な理由付けとして検討すべきは、所持者の不利益を指摘する⑥である。

なお稟議書に関するものではないが、前述最高裁決定後の重要な判例がある^{*22}。この決定においては、社内文書である電話装置の回路図及び信号流れ図の開示に関して、「本件文書が外部の者に見せることを全く予定せずに作成されたものであることから直ちにこれが民訴法220条4号ハ所定の文書に当たると判断し」たのは誤りで、「開示によって所持者の側に看過しがたい不利益の生じるおそれがあるかどうかについて具体的に判断していない（アンダーラインは筆者）」とし、破棄差し戻した。

最高裁決定は所持者の側の看過しがたい不利益として、具体的には「プライバシーの侵害」や「自由な意思形成の阻害」などを挙げる。稟議書に関しては企業の公式文書としての性格上プライバシーに関しては、通常、あまり問題にならないが、問題になる場合は、部分開示などにより解決可能である。稟議書の開示問題は、主として自由な意思形成が阻害されるという問題

に帰着するものと思われる。この点については、後述する（５．参照）。

４．自己利用文書に関する学説

（１）法律関係文書と自己利用文書

社内文書は自己利用文書のみならず、おびただしい量の法律関係文書が存在する。すでに検討したように（前述１（２）参照）、稟議書は法律関係文書ではなく、自己利用文書に当たるとされている。しかし論理組み立ての順序として、前述３．に掲げた事例を見るまでもなく稟議書が法律関係文書に当たるか否かの検討から入っており、一応、法律関係文書について検討する必要がある。

そもそも法律関係文書の概念は曖昧である。法律関係文書概念をあまり拡張すると、殆どすべての文書が法律関係文書に該当することになりかねない。旧民事訴訟法下では、拡張の必要性があったが、後述するようにその必要性はなくなった。そこで法律関係文書とは、「契約書、融資申込書、保証承諾書、解約通知、手形などの契約関係に関する意思表示を記載した文書」であり^{*23}、契約およびそれに付随する事実を証する文書であると考えるのが妥当と思われる。とすれば法律文書であることを根拠に提出義務を認めたいいくつかの決定については、法律関係文書概念を拡張し過ぎているといえよう。

旧民訴法では現実の要請から拡張解釈の必要性があったが、新法に一般義務化を規定する４号が設けられたことにより、その必要性はなくなった。というよりも新法の趣旨に照らせば、拡張解釈はしてはならないことである。すると法律関係文書の解釈上の概念が変わり、その歯止めとしての自己利用文書概念も変わってくるはずである（１（２）参照）。

ところが立法当局は、新法の220条３号後段に規定する法律関係文書の意味内容は変わらないと説明したため、混乱を生ぜしめる一因となった。

学説は意味内容が変わったとする。伊藤眞教授の言を借りれば、「旧法下の自己使用文書に関する議論は、法律関係文書概念の外延を画する目的、または法律関係文書にもとづく文書提出義務を制限する目的でなされてきたものであるから、そのまま新法下での自己使用文書概念の解釈に用いることはできない^{*24}」はずである。

したがって「旧法の下における自己使用文書概念は、法律関係文書を決定するための事実概念であったのに対して、新法の下での自己使用文書概念は、一般的義務を否定するに足る程度に所持者の利用の排他性が認められるかという、評価概念と考えられる。^{*25}」とされる。

竹下守夫教授によれば、旧法下では「自己使用文書とは、挙証者の利益のために作成されたものではない、挙証者と所持者の法律関係について作成されたものではない」ということを説明するための概念であったのに対し、新法では、「利益文書や法律関係文書とは別に、一般義務

たる文書提出義務を免除する積極的な除外事由として定められている」とし、異なる概念であるとする^{*26}。いずれにせよ学説は新法の意味内容が変わったとしている。

最高裁決定はこの点について判断を示していないように見える。しかし自己利用文書の判断基準について、「開示によって所持者の側に看過しがたい不利益が生ずるおそれがある場合」で、さらに「特段の事情がない限り」と要件を加重していること、そしてなによりも「自己使用文書」ではなく「自己利用文書」と呼び方を変えたことは、旧法との違いを意識した結果ではなかろうか。

要すれば、学説・判例ともに意味内容が変わったと捉えているものと考えられる。新法成立により3号後段の利益文書および法律関係文書の拡張解釈の必要性がなくなったのであるから、稟議書をこれら文書に当てはめる操作は必要がないのである。結局のところ稟議書は、4号二に該当するか、つまり自己利用文書に該当して除外事由となりうるか否かが焦点となる。そして再び最高裁決定の自己利用文書の要件である「看過しがたい不利益」の有無と個別の事情としての「特段の事情」の有無の問題に突き当たる。

（2）最高裁決定の自己利用文書の要件

最高裁決定は、自己利用文書の要件として、下級審が要件としてきた「専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示が予定されていない文書」であることの他に、「開示によって所持者の側に看過しがたい不利益が生ずるおそれ」のある場合および「特段の事情がない限り」という二つの要件を加重した。

換言すれば、最高裁決定の自己利用文書とは、客観的に見て「専ら内部の者の利用に供する」文書で、「所持者の看過しがたい不利益」になるような一般的かつ実質的考量が要求され、個別的な「特段の事情」が存在することのない文書ということになる。

個別の要件としての「特段の事情」に関しては、諸説がある。①将来の予測できない事態に備えた一種の決まり文句であるとするもの、②各訴訟の個々のな事情を勘案する手掛かりを残したもの（利益考量説をとる伊藤説に近い）、③訴訟類型を勘案する手掛かりを残したもの等の考え方がある^{*27}。最高裁決定は「特段の事情」については具体的に述べていないので、「特段の事情」の解釈が固まるまでしばらくの時間を要しようが、①では、まるでリップ・サービスのようで、ちょっと寂しく、③は、類型化はむしろ「意思形成過程」を阻害するか否か、一般的な要件として論ずべきものと考えられ、②が妥当すると思われる。それにしても個々のな「特段の事情」の適用されるケースは限られたものとなろう。

個別的な事情である「特段の事情」がどのような事情を意味するかについて、判例はどうか。最高裁決定以降に「特段の事情」について、これを認めた事例として、前述3（1）事例Gがある。本件では、文書作成者が営業を継続していない状況下では、意思形成過程を保護する必要

性が認められないとされた。また文書提出義務を否定した事例に、前述3(2)C-3およびF-3がある。申立人が貸手責任を追及した事例(2)C-3では、意思形成過程を保護する必要がない場合にのみ「特段の事情」が認められるとして、文書提出義務が否定され、事例F-3では、信用金庫の会員は信用金庫と同一視できる立場にないから、「特段の事情」が認められないとして、文書提出義務が否定された。

こうしてみると、「特段の事情」には、意思形成過程を保護する必要のない個別の事情と、意思形成過程を保護する必要がある場合の二つの局面があるということになる。前者においては最高裁決定が稟議書の開示が意思形成過程を阻害するという立場を採っている限り、「特段の事情」は容易に認められないであろうし、後者においても、事例F-3に見られるように、訴訟に利用される文書であるとしても「特段の事情」が認められなかったように容易に認められないであろう。稟議書の開示が意思形成過程を阻害するか否かは、一個の問題であるが、どちらの局面においても余程特殊な個別の事情が存在するという極めて限られた場合にしか認められず、「特段の事情」が認められる余地は非常に狭いものといえる。

山本和彦教授は、下級審消極裁判例と異なる点として、最高裁決定が自己利用文書の要件として「看過しがたい不利益」を要求したことを評価する^{*28}。しかしその具体的な適用において、開示されると自由な意思形成が阻害されるという考え方には疑問を呈される^{*29}。確かに紛争当事者の企業にとっては、訴訟それ自体がスキャンダラスである。恥の上塗りにもなりかねない内部資料の開示を回避したい気持ちは理解できる。しかし、そのことと意思決定が阻害されることとは別問題である。

自己利用文書の一般的要件である「看過しがたい不利益」について、小野憲一最高裁調査官は、「回路図及び信号流れ図」が自己利用文書であるか否かが問題となった最一小決平成12年3月10日決定(前述3(3)参照)のような個別具体的な判断によらざるを得ない場合があることを認めながらも、「個別具体的な記載を問題にするものではないと理解するべきであろう」としている。つまり個々に意思形成を阻害する程度を判断するのではなく、評価や意見が記載されているものというような類型的判断になるとされる。だからこそ前述3(2)事例F-3における少数意見として、開示義務を主張した町田裁判官も「看過しがたい不利益」としての「稟議書の意味決定の阻害」に触れることなく、訴訟に利用しうる文書であるからとして「特段の事情」の存在を主張されたものであろう。類型的判断として稟議書をどう捉えるかについては後述する(5参照)。

5. 稟議書について

稟議書が自己利用文書に該当するか否か、その開示が意思形成過程を阻害するか否かに焦点

を当て、3号二の規定への当てはめの問題を検討する。

(1) 稟議書についての諸説

稟議書の自己利用文書性について、消極に解する立場から積極に解する立場を順に列挙すると、①単に自己利用文書に該当するとする説^{*30}、②原則自己利用文書に該当し、提出義務対象外とすることによって真実発見を過度に犠牲にする場合に否定されることもありうるとしても、その運用は慎重であるべきとする説^{*31}、③原則自己利用文書に該当するが、他の利益との比較考量により判断されうるとする説^{*32}、④ケース・バイ・ケースで判断し、そのためにインカメラ手続を利用するとする説^{*33}、⑤外部に出さないことが客観的に認定でき、それが正当化される場合以外は、自己利用文書に該当しないとする説^{*34}、⑥自己利用文書には当たらないとする説^{*35}がある。

①を「無条件消極説」、②を「原則消極説」、③を「利益考量説」、⑤を「原則積極説」、⑥を「無条件積極説」と命名する加藤新太郎判事の種類がわかりやすい^{*36}。すると④は「インカメラ積極活用説」とでもなろうか。後述するように、④を支持したい。

議論は、民事訴訟法レベルに集中しているが、憲法を引き合いに出す議論もある。すなわち自己利用文書の提出義務が阻却されるのは、憲法19条および21条に由来する「沈黙の自由」にあるとする新堂論文^{*37}がそれである。これに対しては「そこまで大上段の議論をする必要があるのか」との疑問が呈されている^{*38}。また憲法レベルの議論であるなら、適正・公正な裁判を受ける権利（憲法32条）との調整の問題であるとする反論もある。一方これに対し裁判を受ける権利は、訴権の問題ではなく、裁判手続の立法概念をコントロールする統制概念であるという見解も有力であるから、これを乗り越えなければ比較考量の一基準とはすることができないとの見解もある^{*39}。かかる空中戦のごとき高次元の議論に深入りするよりも、民事訴訟法の次元で問題解決を図る方が実際的であると思われるので、かかる高度の抽象論の検討はこれで止め、以下では民事訴訟法レベルの問題として引き続き稟議書の扱いについて取り上げたい。

(2) 稟議書の実態

最高裁決定によれば、銀行の貸出稟議書とは、支店の決裁権限を越える融資案件について、本部の決裁を求めるために作成され、通常、融資の相手方、融資金額、資金使途、担保・保証、返済方法の記載に加え、銀行の収益見込み、融資の相手方の信用状況・評価、融資に関する担当者の意見、およびそれを受けて審査を行った本部の決裁権限者が貸出の可否について表明した意見が記載される文書であり、これと一体をなす本部認可書のことをいうとする。そして稟議書を自己使用文書に該当するとするゆえんは、開示することによって「自由な意思形成が阻害されるおそれ」があるからという。

意思形成の阻害の観点から、稟議書について検討する。企業の稟議書といっても、業種や規模により異なるし、細部に至れば個別企業毎に異なるので、一般化することは必ずしも容易ではない。したがって一企業における体験から語ることが、葦の髄から天井覗くのそしりを免れないかもしれないが、敢えて試みることにする。

稟議書は、下部組織内稟議書（たとえば部内稟議書のように特定の部署の内部限りのもの）と全社的稟議書（経営上層部の決裁を得るため社内の各関係部署の審議を経るために各担当部署に回付されるもの）とがあり、二つに類型化できるように思う。最高裁決定の稟議書は前者を指していると思われるが、私見では後者の性格を前者に持ち込んでいるように思われてならない。

下部組織内稟議書は、忌憚のない意見が記載されることが多く、これが外部に開示されることは、意思形成を阻害するおそれがないとはいえない。稟議書には忌憚のない意見が記されるという銀行実務家の発言がしばしばあるが、おそらくは支店内稟議のような下部組織内限りのものではあるまいか。本部決裁のために支店から本部に回付される稟議書は相当煮詰まった支店としての意見が集約された内容になっているはずであり、意思決定過程が明らかになるような文書とは思われない。

全社的稟議書に関しては、関係者間にて十分に意見の調整が行われた後、部内での意見統一を図って後、部外に表明すべき最終意見が稟議書に記載される。もとより社外に開示することを予定しているわけではないが、部外者の目に触れることに十分配慮が払われる。社外に開示することと部外に開示することは次元が異なることとはいえ、作成者の意識としては五十歩百歩ではなからうか。つまり部外に回付される稟議書に関しては、開示されるからといって意思形成が阻害されるおそれがあるとは思われないのである。

つまり各審議部門が稟議書の書面上に最終意見を表明するまでには、担当部門との個別折衝や委員会での議論など意思形成過程を経てしまっている。稟議書意見書作成の段階はむしろ確認である。その時までには議論は尽くされているのが普通である。仮にある部署が案件に反対であれば、稟議書立案部に取り下げさせる程度にまで説得することが期待され、単に反対意見を稟議書に書いてすますことは許されない。そこである部署が本心は反対したいが説得しきれない案件については、逆さに押印するなどのささやかな抵抗をすとか、皮肉たっぷりに「浅学非才につき、意見を差し控える」などの意見を付すとか、場合によっては、「高度の政策的判断を要する」として経営トップに下駄を預けるなどが行われる。

筆者だけの体験ではないことは、「本最高裁決定が重視する『忌憚のない評価や意見』がそれほど記載されているかは疑問である^{*40}」との指摘があり、現にいくつかの稟議書の例では、「特に問題があるものについては、誰かが1～2行意見を述べることもあるが、例外的であり、各関係者が各々の意見を詳しく記載するようなものではない」という^{*41}。これは筆者の実感とも

一致する。会社を離れ丸10年も経過して状況も変わっているであろうし、また一企業の例がどこまで普遍性があるかはわからないが、見聞した限りでは大差がなさそうであり、今でも稟議書の性格とは上述したようなものと見てよいのではないだろうか。

また稟議書は、企業の内部監査や外部監査あるいは監督官庁の検査に備えて整理・保管しておくことは慣習化しており、メモや議事録などの社内文書とは明らかに次元の異なる文書である。社内の公式文書といわれるゆえんである。したがって社の内外の監査において稟議書が点検されることは常識化しており、筆者も社内外の監査人から稟議書に基づいて質問されたものであるし、逆に筆者が社内の懲戒委員として社内不祥事の事案の審査に当たったときは、稟議書の点検は欠かせなかった。このように稟議書は所属する組織外の人目に触れることが前提となっているのであるから、稟議書が開示されたからといって、意思形成過程が阻害され、企業が看過しがたい不利益を被るとは思われないのである。

（3）稟議書の開示基準について

既に見てきたように、「特段の事情」はかなり狭く解さなければならず、希にしか起こりえない個別の特殊なケースを予めいちいち検討しておくことの実益はなさそうである。それよりは稟議書の開示が意思形成過程を阻害するか否かについて、一般的要件を検討の方が实际的である。

前項（3）で検討したように、稟議書の性格からして、公開企業の場合、その公共性から原則として開示義務ありとして差し支えないと思われる。しかし、既に銀行のような高度の公共性が認められる企業であっても、原則不開示の最高裁決定があったので、これは難しかりう。しかし稟議書のすべてではなく社内の単位組織内限りのような意思形成過程を阻害するおそれのある稟議書を除き、それ以外の稟議書は開示義務のある類型に分類することはできないものであろうか。

つまり公開企業の場合は、部内（単位下部組織）決裁稟議書を除き、開示義務ありとするのである。部外に回付される稟議書は、意思形成過程を阻害するおそれが乏しく、また重要度の高い案件であり、社会への影響も大きく公共性が高いものと考えられる。稟議書の実態をみると「少なくとも、あらゆる団体の稟議書すべてが『新法自己使用文書（「自己利用文書」と置き換えられる（筆者注））』に該当するとするのではなく、作成者の自由な活動を妨げるおそれのある稟議書に限定され、相対的に理解されるべきと思われる^{*42}」のである。

また稟議書の部分開示ということも考えられる。相手方に対する評価・意見が記載されている文書は、最高裁決定の自己利用文書の射程内に入る可能性がある^{*43}。このため、かつて新法に対応して事実・意見についての稟議書の書き分けについての提案がなされたこともあり^{*44}、部分開示はそれほど困難とは思われない。

この稟議書の類型化や部分開示の判断のためにはインカメラ手続が必要になろう。インカメラ手続によらずとも一定の類型に当てはまれば開示義務を課すこととし、どのような類型に属するか不分明な場合にインカメラ手続をとればよい^{*45}。過去の判例は、稟議書の公益的側面と私的側面に着目し、この側面のいずれを強調するかで判断が分かれてきたが、どちらかに極端に振れることなく、事案に即した判断をしていく必要がある^{*46}。この点で、最高裁決定は、「インカメラ手続や一部提出の活用といった二者択一的でない解決」について、「言及がない点で本件判旨は惜しまれる」ところであり^{*47}、インカメラ手続の積極活用が望まれるのである。

訴訟がグローバル化し簡単に国境を越えて行われる今日、たとえば米国型証拠開示制度に耐えうる体制を整えるためにも、むしろ稟議書の開示を受容し、これを前提とした企業防衛策を組み立てることが必要ではなかろうか。むしろこの企業防衛の意味は、稟議書を細工することではなく、稟議書が開示されても恥じることの無い透明で公正な企業活動が行われるようにすることである。最高裁決定に賛意を表明した実務家さえも、稟議書を自己利用文書から除外することに反対しながらも、自己利用文書とした上でインカメラ手続を活用すべきとしており、インカメラ手続の積極活用が最も現実的な稟議書開示問題の解決方法と思われる^{*48}。

おわりに

企業の社会的責任がブームとさえなっている今日、望むらくは企業が自ら進んで情報公開をしていく姿勢が求められる。経営情報の適切な開示は不祥事の予防に不可欠である。企業が不祥事に巻き込まれたとき、その利害関係人、ひいては社会に対し、当該事案に関して恥じることの無い行動をとったことを明らかにする必要性に迫られる。これには様々な方法があり、また事案により異なるであろうが、百万言を費やして説明するよりも、端的に事実を明らかにする方法に稟議書の開示があり、企業が自らの正当性を立証するため今までにも行われてきたことである。

日本企業は、一般に意思決定のプロセスの手段として稟議制度を採用している。これに用いられる稟議書は、元来が外部への開示を目的としてはいない。それ故にこそ、虚飾のない重要な情報ないし証拠となりうる。企業は稟議書を開示してもそれに耐えうる公正は経営が求められているのである。

最高裁決定に関し、産業界は概ね好意的である^{*49}。しかし一方では「企業運営の透明性・情報開示の要求は、本決定においては十分には顧みられなかったといえよう^{*50}」との指摘がなされている。その故に「本来、少なくとも当事者たる所持人は、このような文書を自発的積極的に提出すべきものであり、これを拒むものについてその提出義務を認めないことは、わが国の法律社会としての成熟を阻害することになる^{*51}」とする稲葉決定は、最高裁決定が下された後

も今なお強烈なメッセージを放つ。最高裁決定には、時代の流れを取り込んだ理念が感じられない。ただ原則として稟議書の提出義務を阻却したものの、「特段の事情」に含みを残しており、この点に、争点判断における必要性や証拠偏在の是正を盛り込みうるとすれば、この点に期待したいところである^{*52}。

とすれば開示義務のある稟議書の類型および稟議書の部分開示すべき部分についての判断のために、インカメラ手続の積極活用を認めることが透明で公正な経済活動を担保するための文書開示義務問題解決の「良薬」ではなかろうか。

（本稿は、「事業者の秘密の保護と裁判における情報開示の必要性の調和」と題する研究会での報告をもとに作成したものであり、財団法人日弁連法務研究財団から助成を受けている。この場を借りて感謝の意を表したい。）

注

^{*1} 戸部真澄「情報公開制度と文書提出命令制度の相関制」山形大学法政論叢31号（2004年）1頁～45頁。

^{*2} 行政文書と私文書の相関関係についての分析は、戸部・前注（1）が興味深い。

^{*3} 最二小決平11・11・12判時1695号49頁、金商1081号41頁、金法1567号23頁。

^{*4} 一般に「自己使用文書」という用語が定着していたが、この決定後「自己利用文書」なる用語が使われている。小林教授は「新法自己使用文書」と名付けている。本稿では引用などの場合を除き、便宜上「自己利用文書」を使用している。

^{*5} See *Livingston v Allis-Chalmers Corp.*, D.C.Miss., 109 F.R.D. 546, 550., also Fed. Evid. Rule 510.

^{*6} See *Hickman v. Taylor*, 329 U.S. 495（1947）.

^{*7} 原強「文書提出命令」『新民事訴訟法大系Ⅲ』青林書院（1997年）110頁以下、春日偉知郎「証拠収集手段」『改正民事訴訟法研究Ⅰ』（1994年）160頁以下参照。

^{*8} 法務省民事局参事官室編「一問一答新民事訴訟法」245頁参照。

^{*9} 民事訴訟法220条の解釈は、平野哲郎「新民事訴訟法二二〇条をめぐる論点の整理と考察」判夕1004号（1999年）45頁が、条文の読み方として素直である。

^{*10} 小野憲一「時の判例」ジュリ1184号120頁参照。

^{*11} 福岡高決平成7・3・9判夕883号269頁。

^{*12} 大阪高決平成7・2・21判時1543号132頁。

^{*13} 大阪地決昭和54・5・31判時946号92頁。

^{*14} 福岡高決昭和48・12・4判時739号82頁。

^{*15} 高松地決昭和61・9・17判時1214号123頁。

^{*16} 東京高決昭和54・5・28判時936号67頁。

^{*17} 福岡地久留米支決昭和51/7/13判時845号101頁。

- *18 東京高決平成8・12・25訴訟月報43巻6号1522頁。
- *19 「高裁内部にも動揺が起り、激震が走ったような感じがしました」（小林秀之ほか「＜座談会＞稟議書を中心とした文書提出命令（上）」判タ1027号7頁）とあるように裁判所内でもかなりの衝撃であったようである。なお本決定を批判する見解に、新堂孝司「貸出稟議書は文書提出命令の対象になるか」金法1538号6頁、関沢正彦「貸出稟議書と文書提出義務」金法1531号4頁がある。
- *20 本決定の論旨には賛成だが、「公式文書」すなわち「法律文書」とすることには異議がある。詳しくは本稿4（1）参照。
- *21 最高裁決定の理由は「ある文書が、その作成目的、記載内容、これを現在の所持者が所持するに至るまでの経緯、その他の事情から判断して、専ら内部の者に供する目的で作成され、外部の者に開示されることが予定されていない文書であって、開示されると個人のプライバシーが侵害されたり個人ないし団体の自由な意志形成が阻害されたりするなど、開示によって所持者の側に看過しがたい不利益が生ずるおそれがあると認められる場合には、特段の事情がない限り、当該文書は民訴法二二〇条ハ所定の『専ら文書の所持者の利用に供するための文書』に当たると解するのが相当である」というもの。筆者が施したアンダーラインの箇所がキーワードである。
- *22 最一小決平成12・3・10判時1708号115頁（原審大阪高決平11・3・26）
- *23 平野哲郎「新民事訴訟法二二〇条をめぐる論点の整理と考察」判タ1004号（1999年）47頁参照。
- *24 伊藤眞「文書提出義務と自己使用文書の意義」法協114巻12号1453頁。
- *25 伊藤・前掲1454頁。
- *26 伊藤眞ほか「研究会 新民事訴訟法めぐって [第17回]」ジュリ1125号121頁（竹下守男）。
- *27 「特段の事情」を分類し、訴訟類型を勘案する手掛かりとすることに関心を示している（山本・前掲10頁、山本和彦「貸出稟議書が自己使用文書に該当しない特段の事情」ジュリスト1224号（2002年）124～125頁）。
- *28 山本和彦「銀行の貸出稟議書に対する文書提出命令」NBL679号6頁。
- *29 山本・前掲11頁。
- *30 法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』251頁、中野貞一郎『解説新民事訴訟法』53頁、高橋宏志『新民事訴訟法論考』205頁等参照。
- *31 新堂幸司「貸出稟議書は文書提出命令の対象になるか」金法1538号13頁参照。
- *32 ただし、そのような解釈は採り得ないようである（伊藤・前注24）1455頁参照）。
- *33 この説はインカメラ手続の利用目的に関してかなり幅広く、たとえば営業秘密に係わるような場合を想定している考え方や事案毎に個々具体的に検討すべきとする考え方があり、一つに括ることは無理があるかも知れないが、敢えてインカメラ手続積極活用説として括ってみた。平野哲郎「新民事訴訟法220条をめぐる論点の整理と考察」判タ1004号43頁、吉野正三郎「銀行の貸出稟議書と文書提出命令」銀行法務21 569号5頁、小林秀之ほか「＜座談会＞稟議書を中心とした文書提出命令（下）」判タ1028号

41頁参照。

- *34 山本和彦「稟議書に対する文書提出命令（下）」NBL662号32頁参照。
- *35 原田睦夫「文書提出義務の範囲と不提出の効果」ジュリ1098号61頁、松本博之・上野泰男『民事訴訟法』302頁等参照。
- *36 加藤新太郎「銀行の貸出稟議書と自己使用文書」NBL682号72頁参照。
- *37 新堂幸司「貸出稟議書は文書提出命令の対象になるか」金法1538号6頁以下。
- *38 小林秀之（最二小決平成11・11・12判例評釈）判例時報1715号210頁参照。
- *39 並木茂「銀行の融資稟議書は文書提出命令の対象となるか（下）」金法1562号43頁。
- *40 小林秀之（最二小決平成11・11・12判例評釈）判例時報1715号213頁参照。
- *41 小林・前掲212頁参照。
- *42 小林秀之「貸出稟議書文書提出命令最高裁決定の意義」判タ1027号17頁。
- *43 山本和彦「銀行の貸出稟議書に対する文書提出命令」NBL679号10頁。
- *44 藤瀬祐司「新民事訴訟法下の金融機関に対する文書提出命令」金法1543号41頁。
- *45 「どのような類型の文書かが不明の場合には、インカメラ手続きによる審理が適当な場合もある」とする見解に、小野憲一「時の判例」ジュリ1184号121頁がある。
- *46 吉野正三郎「銀行の貸出稟議書と文書提出命令」銀行法務2 1 569号7頁。
- *47 小林・前注38）210頁参照。
- *48 峯崎二郎「稟議書の自己使用性の意義」金融法務事情1689号（2003年）1頁。
- *49 峯崎二郎「稟議書の自己使用文書性の意義」金法1689号1頁や河本一郎「株主代表訴訟と文書提出命令」銀行法務2 1 573号1頁などに代表される見解である。
- *50 山本・前注28）12頁。
- *51 東京高決平10・10・5 金法1530号41頁。
- *52 「特段の事情」に争点判断に不可欠であることや証拠偏在の是正を盛り込みうるとすれば、限りなく利益考量説に近づくか、「深読み」に過ぎ、実際は、「文書開示による不利益発生のおそれを減殺する事情などがある場合に限定される」としており、柔軟に解する余地を残しているとはいえ、原則消極説に整合的であるという（加藤新太郎「貸出稟議書の自己使用文書該当性」銀行法務2 1 570号9頁）。

The Production of Documents Under Japanese Procedural Law

TOMIZAWA Toshikatsu

(Department of Faculty of Literature & Social Sciences)

The recent deplorable behavior of Japanese companies has tarnished their reputations and made their actions more conspicuous to the public. Even large well-known companies have admitted to significant errors in judgment. The common feature of these errors in judgment is the concealment of potentially reputation damaging information. As a result of attempting to conceal further this type of information, these companies have brought an even greater public scrutiny of their questionable actions.

Although a company must disclose its information properly under commercial and security law, or various regulations in ordinary times, the events which have recently appeared in the press have not been properly disclosed. In the event of litigation, a company must submit the necessary information such as producing pertinent documents to the case. Such information must be based on true fact. Among the various kinds of information a company keeps, one of the most reliable documents is the RINGISHO, which is a draft proposal endorsed by the concerned officials or executives of the company. Almost all Japanese companies use this document as a procedure for internal decision-making so that, when and if necessary, it can be easily submitted in court to substantiate the company's case.

Sometimes, however, a company is reluctant to submit the RINGISHO. Thus, the question is then whether or not a company is obliged to submit such a document. Various decisions have been rendered in the lower courts regarding this question. The Japanese Supreme Court made a final ruling in 1999. It determined that there was no need to submit clarifying documents unless the case involved special circumstances.

This paper analysis past court decisions and concludes that the Supreme Court decision should be criticized for two reasons. The first reason relates to the nature of RINGISHO and the second is due to the necessity of a viable social policy. Regarding the non-disclosure ruling, the major reason why the Supreme Court allows a company to avoid submitting RINGISHO is because it may impair the decision making process which in turn may hamper proper business operations. However, the reality of RINGISHO is that it is not for the process of decisionmaking but, rather, for the confirmation of internal decision making. The second issue particularly concerns Japanese industries in 2004 because of the emphasis on CSR (Corporate Social Responsibilities). It is no longer acceptable to sweep questionable activities under the rug. Therefore, a company in litigation should submit the necessary documents to make their in-house procedures more transparent which will in turn give the court more room to implement social responsibilities.

In conclusion, the courts should require the procurement of relevant documents such as RINGISHO with some exceptions such as trade secrets which can be eliminated by a private hearing in the judge's chamber (*in camera*). Making company procedures more transparent to the courts may lead to some problems in the short term but, in the long term, these companies will be able to compete more effectively in the global marketplace.